

令和 7 年生駒市議会（第 2 回）定例会議案

（ 追 送 分 ）

令和 7 年 3 月 4 日

生 駒 市

令和 7 年 生 駒 市 議 会 （ 第 2 回 ） 定 例 会 議 案 目 録

（ 追 送 分 ）

議案番号	議 案 名	頁
議案第 28 号	生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	1
議案第 29 号	生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について	2 ～ 3
議案第 30 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事(その1)請負契約の締結について	4
議案第 31 号	生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事(その2)請負契約の締結について	5
議案第 32 号	生駒市テレワーク&インキュベーションセンターの指定管理者の指定について	6

議案第 28 号

生駒市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市下水道条例の一部を改正する条例

生駒市下水道条例（昭和 5 9 年 4 月生駒市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条第 1 0 号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

第 2 2 条第 1 項第 1 号中「生駒市水道事業給水条例（昭和 3 5 年 1 2 月生駒市条例第 3 2 号）」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 7 年 2 月奈良県広域水道企業団条例第 3 5 号）」に改める。

第 2 4 条第 1 号中「生駒市水道事業給水条例」を「奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例」に改める。

第 3 4 条第 1 項第 4 号中「で地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 2 条第 1 項に規定する地方公営企業以外の事業」を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 29 号

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 4 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

生駒市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年 7 月生駒市条例第 2 5 号）の
一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 1 0 0 円」を「9, 7 0 0 円」に改め、同号ただ
し書中「1 4, 2 0 0 円」を「1 4, 5 0 0 円」に改め、同条第 3 項中「又は第
3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「2 1 7 円」を「1 0 0 円」に、「3
3 3 円」を「3 8 3 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族
については 1 人につき 2 1 7 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において
「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中「1 2, 5 0 0」を「1 2, 9 0 0」に、「1 3, 3 5 0」を「1 3,
7 0 0」に、「1 4, 2 0 0」を「1 4, 5 0 0」に、「1 0, 8 0 0」を「1
1, 3 0 0」に、「1 1, 6 5 0」を「1 2, 1 0 0」に、「9, 1 0 0」を「
9, 7 0 0」に、「9, 9 5 0」を「1 0, 5 0 0」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第 5 条第 2 項及び第 3 項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた生駒市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 30 号

生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 1 8 日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年 4 月生駒市条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その１）
- 2 契約の方法 事後審査型条件付一般競争入札
- 3 契約金額 3 5 2 , 0 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 生駒市緑ヶ丘 1 4 1 9 番地 1
竹田水道工業株式会社 生駒営業所
所長 谷 口 孝 次
- 5 工 期 契約の日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第 31 号

生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）請負契約の締結について

令和 7 年 2 月 1 8 日事後審査型条件付一般競争入札に付した生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その２）について、下記のとおり請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年 4 月生駒市条例第 2 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 生駒市中学校屋内運動場空調設備整備工事（その２） |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型条件付一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 2 6 1 , 8 0 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市北区南森町 2 丁目 4 番 3 2 号
柳生設備株式会社
代表取締役 福 地 文 雄 |
| 5 | 工 期 | 契約の日から令和 7 年 1 1 月 2 8 日まで |

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市テレワーク & インキュベーションセンターの指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

生駒市テレワーク & インキュベーションセンター谷田町及び生駒市テレワーク & インキュベーションセンター元町

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

ディア合同会社

奈良市西大寺新町一丁目 1 番 1 号河辺ビル 1 階

3 指定の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 3 月 4 日提出

生駒市長 小 紫 雅 史